

令和2年度第1回 食の安全・安心推進横浜会議録	
日 時	令和3年3月16日(火)午後3時30分～4時30分
開 催 場 所	市庁舎9階9-N12会議室
出 席 者	中村会長、中嶋委員、海野委員、山岸委員、森田委員、水谷委員、清水委員、小島委員、古野委員、横田委員、仲辻委員、今坂委員
欠 席 者	今井委員、田邊委員
開 催 形 態	公開(傍聴者0人)
議 題	1 令和3年度 横浜市食品衛生監視指導計画(案)について 2 令和3年度 食の安全を考えるシンポジウム(案)について 3 食品衛生法施行細則の全部改正及び食品衛生法等施行に関する要綱の制定に係る意見公募について
報 告 事 項	1 令和2年 横浜市食中毒発生状況
決 定 事 項	1 令和3年度 横浜市食品衛生監視指導計画(案)については、案をもとに策定すること。 2 令和3年度 食の安全を考えるシンポジウム(案)については、オンライン形式(オンデマンド型)で開催すること。
議 事	<p>議題1 令和3年度横浜市食品衛生監視指導計画について</p> <p>(事務局) 令和3年度横浜市食品衛生監視指導計画案に沿って説明。 (質疑・意見)</p> <p>(古野委員) 資料2の2ページ目の計画に対する意見「広域的な食中毒の発生やその拡大防止、輸入食品等の安全確保対策のため、厚生労働省や近隣自治体との情報交換や緊密な連携をはかり、県一の規模である自治体として対策を牽引してほしい」への答えは、これから行うのか。</p> <p>(事務局) すでに行っているなので、そのように修正する。</p> <p>(清水委員) 資料1の3ページ(5)での立入検査がしにくい高齢者施設への対策とは、「施設の状況により衛生管理記録などを活用した点検の手法の導入」という意味なのか、あるいは何か別の対策をされているのか。</p> <p>(事務局) 施設では調理従事者の方の健康チェック等を記録しているので、事前予告なく提出を求め、確認するなどを試行的に始めていくことを考えている。</p> <p>(仲辻委員) 営業許可の届出制度はどのように周知するのか。</p> <p>(事務局) 食品衛生責任者講習会で令和元年度から周知を始めている。責任者講習会の未受講施設に対しては、今年度ダイレクトメールで全ての施設に対して、届出制度に関してのリーフレットの送付を行った。</p> <p>(中嶋委員) 監視指導計画は、横浜市の実態、業態関係、組織体制といったものが勘案されて、非常にきめ細かく整理されている。特に立入検査、巡回指導、検査など組織体制・検査対象を検討し、数字を出されていて、恐らく全国でもモデルになる監視指導計画だと思う。こうした姿勢は</p>

	<p>改正法施行後においても監視指導計画に反映して、より食の安全・安心を届けていただきたい。</p>
議題 2	令和 3 年度食の安全を考えるシンポジウムについて
(事務局)	資料 3 に沿って説明 (質疑・意見)
(中嶋委員)	横浜市のシンポジウムは質問に対する答えがその場で聞け、参加した甲斐があるという意識をもってもらえるところがいいので、シンポジウムは発言するだけではなく、それに対してどういう答えや質問があるのか重要視する必要がある。
(事務局)	オンデマンド型も基調講演と意見交換を配信して市民の皆様に観ていただき、ご意見などをいただけるような方法を考えている。
(水谷委員)	パソコンやスマホを使えない人に、集合型で観られるような場があればいいと思う。
(小島委員)	サテライト会場のように、福祉保健センターなどの会議室で大きい画面で見られると、パソコン操作が出来ないけれど関心がある人にも参加してもらえるのではないかな。
(事務局)	区役所の会議室で、プロジェクターで映す上映会であれば可能と考えるので、検討する。また例えば研修会で使いたいという要望にもお応えできる体制を作るなど、いろいろなやり方を考える。
議題 3	食品衛生法等施行に関する要綱の制定に係る意見公募について
(事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の 4 に沿って説明。</li> <li>・法改正に伴う他都市の動向について説明。</li> <li>・条例廃止時の意見募集の際にいただいた検食についての意見への回答の補足説明。検食は、万が一食中毒が発生したときに、原因究明の 1 つとして、給食施設などで食事の一部を摂っておいていただいている。</li> </ul> <p>集団食中毒を疑う事案が起こった場合に検査をするものなので、新しい基準になるからといって横浜市で検査する数が減ってしまうものではない。給食施設の HACCP の手引書の案などでは、検食は規模に関わらずきちんと確保するように書かれている。また、条例廃止の際にいただいたご意見、水質の日常点検などについても要綱の中に盛り込んで反映している。</p>
報告 1	令和 2 年の横浜市内の食中毒発生状況について
(事務局)	資料 5 に沿って説明。 令和 2 年の発生件数は 37 件。過去 10 年で 4 番目に少なく、その患

	<p>者数は93人と過去10年で最も少ない。</p> <p>このコロナ禍で、飲食店の利用が控えられた影響などもあると思われる。</p> <p><b>(中村会長)</b> 自粛などで営業している店舗が少なかったから食中毒発生件数が減ったということか。</p> <p><b>(事務局)</b> 影響はあると思う。また家庭で魚を食べる機会が多かったのかアニサキスがこの10年で最も多い21件だった。家庭では購入したものと自宅で調理したものと半々くらいだった。</p> <p><b>報告事項</b></p> <p><b>(事務局)</b> 本会議の委員は2年に一度の改選及び10年を超えないことが本市要綱で定められており、令和3年度は改選が予定されている。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 令和3年度 横浜市食品衛生監視指導計画(案)について</p> <p>(2) 令和3年度横浜市食品衛生監視指導計画(案)に寄せられた御意見と本市の取組について</p> <p>(3) 令和3年度 食の安全を考えるシンポジウム(案)について</p> <p>(4) 食品衛生法施行細則の全部改正及び食品衛生法等施行に関する要綱の制定に係る意見公募について</p> <p>(5) 令和2年横浜市食中毒発生状況</p>